

3. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度北竜町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,153 千円

（歳出）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 370,662 千円

【社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	障がい者福祉事業	67,260	49,787	0	0	17,473	1,953
	高齢者福祉事業	55,772	788	1,400	7,307	46,277	5,171
	児童福祉事業	73,181	50,749	2,200	3,027	17,205	1,922
	母子福祉事業	156	0	0	0	156	17
	その他社会福祉事業	7,935	915	4,000	413	2,607	291
	小計	204,304	102,239	7,600	10,747	83,718	9,354
社会保険	国民健康保険事業	20,049	12,005	0	0	8,044	899
	後期高齢者医療事業	51,505	8,245	0	0	43,260	4,833
	介護保険事業	43,545	2,405	0	608	40,532	4,529
	小計	115,099	22,655	0	608	91,836	10,261
保健衛生	医療施策事業	40,299	1,739	3,700	399	34,461	3,850
	母子保健事業	1,804	93	0	0	1,711	191
	疾病予防対策事業	3,614	80	0	0	3,534	395
	健康増進対策事業	5,542	302	1,700	2,627	913	102
	小計	51,259	2,214	5,400	3,026	40,619	4,538
合計		370,662	127,108	13,000	14,381	216,173	24,153